

昭和四十六年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省・建設省令第一号

騒音規制法施行規則

騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第三條第三項(第四條第三項において準用する場合を含む)、第六條第一項及び第二項(第七條第二項及び第八條第二項において準用する場合を含む)、第七條第一項、第八條第一項並びに第十四條第一項及び第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、騒音規制法施行規則を次のように定める。

(用語)

第一条 この省令で使用する用語は、騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)以下「法」という。で使用する用語の例による。

(公示)

第二条 法第三條第三項(法第四條第三項において準用する場合を含む。)の規定による公示は、都道府県又は市の公報に掲載してしなければならない。

(届出書の提出部数)

第三条 法第六條第一項、第七條第一項、第八條第一項、第十條、第十一條第三項並びに第十四條第一項及び第二項の規定による届出は、届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。

(特定施設の設置の届出)

第四条 法第六條第一項の規定による届出は、様式第一による届出書によつてしなければならない。

2 法第六條第一項第五号に規定する環境省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 工場又は事業場の事業内容
二 常時使用する従業員数
三 特定施設の型式及び公称能力
四 特定施設の種類の通常の日における使用の開始及び終了の時刻

3 法第六條第二項の規定により第一項の届出書に添付しなければならない書類は、特定工場等及びその附近の見取図とする。

(経過措置に伴う届出)

第五条 法第七條第一項の規定による届出は、様式第二による届出書によつてしなければならない。
2 前條第三項の規定は、前項の届出に準用する。

(特定施設の数等の変更の届出)

第六条 法第八條第一項の規定による届出は、法第六條第一項第三号に掲げる事項の変更の届出にあつては様式第三、法第六條第一項第四号に掲げる事項の変更の届出にあつては様式第四による届出書によつてしなければならない。

2 法第六條第一項第三号に掲げる事項の変更に係る届出書には、当該変更に係る特定施設の種類のごとに第四條第二項第三号及び第四号に掲げる事項を記載しなければならない。

3 法第八條第一項ただし書に規定する環境省令で定める範囲は、法第六條第一項、第七條第一項又は第八條第一項の規定による届出に係る特定施設の種類の数を減少する場合及びその数を当該特定施設の種類のに係る直近の届出により届け出た数の二倍以内の数に増加する場合とする。

4 法第八條第二項において準用する法第六條第二項の規定により第一項の届出書に添付しなければならない書類は、第四條第三項に規定するものとする。

第七条 削除

(氏名の変更等の届出)

第八条 法第十条の規定による届出は、法第六條第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更の届出にあつては、様式第六、特定工場等に設置する特定施設のすべての使用の廃止の届出にあつては様式第七による届出書によつてしなければならない。

(承継の届出)

第九条 法第十一条第三項の規定による届出は、様式第八による届出書によつてしなければならない。

(特定建設作業の実施の届出)

第十条 法第十四條第一項及び第二項の規定による届出は、様式第九による届出書によつてしなければならない。

2 法第十四條第一項第五号に規定する環境省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 建設工事の名称並びに発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
二 特定建設作業の種類
三 特定建設作業に使用される騒音規制法施行令(昭和四十三年政令第三百二十四号)別表第二に規定する機械の名称、型式及び仕様
四 特定建設作業の開始及び終了の時刻
五 下請負人が特定建設作業を実施する場合に、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

六 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所並びに下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

3 法第十四條第三項の規定により第一項の届出書に添付しなければならない書類は、特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表で特定建設作業の工程を明示したものである。

(光ディスクによる手続)

第十一条 第四條第一項、第五條第一項、第六條第一項、第八條、第九條及び第十條第一項の規定による届出書並びにその添付書類(以下この条において「届出書等」という。)の提出については、当該届出書等に明示すべき事項を記録した光ディスク及び様式第十の光ディスク提出書提出することによつて行うことができる。

(光ディスクの構造)

第十二條 前條の光ディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- 一 日本産業規格X〇六〇六及びX六二八二又はX〇六〇六及びX六二八三に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク
二 日本産業規格X〇六〇九又はX〇六一及びX六二四八又はX六二四九に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

(立入検査の身分証明書)

第十三條 法第二十条第二項の証明書の様式は、様式第十一のとおりとする。

附則

この省令は、騒音規制法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第百三十五号)の施行の日(昭和四十六年六月二十四日)から施行する。

附則 (昭和六一年三月一日総理府令第一〇号)

この府令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附則 (平成五年一〇月二九日総理府令第九号)

この府令は、平成六年四月一日から施行する。

附則 (平成八年三月二九日総理府令第七号)

(施行期日)
この府令は、公布の日から施行する。(様式に関する経過措置)

2 この府令による改正後の大気汚染防止法施行規則様式第四及び様式第六、水質汚濁防止法施行規則様式第五、騒音規制法施行規則様式第六、振動規制法施行規則様式第六、湖沼水質保全特別措置法施行規則様式第四並びに特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則様式第八による届出書は、当分の間、なお従前の様式によることができる。

(罰則に関する経過措置)
3 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二二年三月三十一日総理府令第二六号)

1 この府令は、平成十一年十月一日から施行する。

附則 (平成二二年二月八日総理府令第七号) 抄

1 この府令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成二二年八月一日総理府令第九四号) 抄

1 この府令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附則 (平成一九年四月二〇日環境省令第一一〇号)

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則 (平成二三年一月三〇日環境省令第三二号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。



様式第5  
氏名等変更届出書

届出者 氏名又は名称及び住所等が記載された法人にあってはその代表者の氏名

| 変更前 | 変更後 | 届出受理年月日 | 届出年月日 |
|-----|-----|---------|-------|
| 氏名  |     |         |       |
| 住所  |     |         |       |
| 代表者 |     |         |       |

備考 1 届出の欄には、記載しないこと。  
2 周知の大きさは、日本縦書き44とする。

様式第7  
特定建設使用承認届出書

届出者 氏名又は名称及び住所等が記載された法人にあってはその代表者の氏名

| 届出内容      | 届出受理年月日 | 届出年月日 |
|-----------|---------|-------|
| 特定建設使用の目的 |         |       |
| 特定建設使用の場所 |         |       |
| 特定建設使用の期間 |         |       |
| 使用承認の理由   |         |       |

備考 1 届出の欄には、記載しないこと。  
2 周知の大きさは、日本縦書き44とする。

様式第8  
水権届出書

届出者 氏名又は名称及び住所等が記載された法人にあってはその代表者の氏名

| 届出内容  | 届出受理年月日 | 届出年月日 |
|-------|---------|-------|
| 水権の目的 |         |       |
| 水権の場所 |         |       |
| 水権の期間 |         |       |
| 水権の理由 |         |       |

備考 1 届出の欄には、記載しないこと。  
2 周知の大きさは、日本縦書き44とする。

様式第9  
特定建設作業実施届出書

届出者 氏名又は名称及び住所等が記載された法人にあってはその代表者の氏名

| 届出内容                                 | 届出受理年月日 | 届出年月日 |
|--------------------------------------|---------|-------|
| 建設工事の名称                              |         |       |
| 建設工事の目的                              |         |       |
| 特定建設作業の種類                            |         |       |
| 特定建設作業に使用する設備の種類                     |         |       |
| 特定建設作業の場所                            |         |       |
| 特定建設作業の実施の期間                         |         |       |
| 特定建設作業の開始及び終了の時期                     |         |       |
| 届出の中止の方法                             |         |       |
| 届出者の氏名又は名称及び住所等が記載された法人にあってはその代表者の氏名 |         |       |
| 届出者の代表者の氏名及び住所                       |         |       |
| 作業員又は特定建設作業を実施する者                    |         |       |
| 作業員又は特定建設作業を実施する者の氏名及び住所             |         |       |
| 作業員又は特定建設作業を実施する者の氏名及び住所             |         |       |
| 作業員又は特定建設作業を実施する者の氏名及び住所             |         |       |
| 届出の理由                                |         |       |

備考 1 届出の欄には、記載しないこと。  
2 周知の大きさは、日本縦書き44とする。

- 備考 1 この届出書は、騒音規制法施行令別表第1に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
- 2 特定建設作業の種類については、騒音規制法施行令別表第1に掲げる作業の種類を記載すること。
- 3 特定建設作業の種類の種類については、その種類を作業をしないこととしている場合は、作業しないこととする。
- 4 特定建設作業の種類及び終了の時期の欄に記載した場合は、作業の種類及び完了の時期は、作業の種類が変更された場合は、作業の種類及び完了の時期は、変更しないこと。
- 5 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第10

様式第10 光ディスク提出書

年 月 日

市 町 村 長 殿

届出者 氏名又は名及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

騒音規制法第 14条 第 1項の規定による届出(騒音規制法第14条第1項第1号の届出書(その届出書欄を省く))に明示すべき事項を記載した光ディスクを以下のとおりお持ちします。

- 1. 光ディスクに記載された事項
- 2. 光ディスクと併せて提出される書類

- 備考 1 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。
- 2 用紙の裏面については、当該届出の概要事項を記載すること。
- 3 「光ディスクに記載された事項」の欄には、光ディスクに記載されている事項を記載すること。二枚以上の光ディスクを提出する場合は、光ディスクに整理番号を付し、その番号ごとに記載されている事項を記載すること。
- 4 「光ディスク併せて提出される書類」の欄には、当該届出の届出書類に記載されている光ディスクに記載されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類を記載すること。

様式第11(第13条関係)

様式第11(第13条関係)

| 西<br>12センチメートル          |          | 東        | 北        | 南      |
|-------------------------|----------|----------|----------|--------|
| 騒音規制法第13条第1項の規定による身分証明書 |          |          |          |        |
| 空                       | 職名及び氏名   | 年 月 日 生  | 年 月 日 発行 | 市町村長 印 |
|                         | 年 月 日 有効 | 年 月 日 発行 | 年 月 日 発行 |        |
| 西<br>12センチメートル          |          |          |          |        |

騒音規制法第13条第1項の規定による身分証明書

第13条 市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、法令で定めることにより、特定建設作業を行う者若しくは特定建設作業を行う建設工事を実施する者に対し、特定建設の状況、特定建設作業の状況その他の必要な事項の報告を求め、又はその職務に、特定建設を依頼する者の特定工事若しくは特定建設作業を行う建設工事を実施する者の職務、工事の開始に立ち入り、特定建設その他の条件を検査することとができる。

第13条の2 市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、法令で定めることにより、特定建設作業を行う者若しくは特定建設作業を行う建設工事を実施する者の職務、工事の開始に立ち入り、特定建設その他の条件を検査することとができる。

第13条の3 市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、法令で定めることにより、特定建設作業を行う者若しくは特定建設作業を行う建設工事を実施する者の職務、工事の開始に立ち入り、特定建設その他の条件を検査することとができる。

第13条の4 市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、法令で定めることにより、特定建設作業を行う者若しくは特定建設作業を行う建設工事を実施する者の職務、工事の開始に立ち入り、特定建設その他の条件を検査することとができる。